

町田市中学校給食食材提供業務委託のための プロポーザル説明書

2023年5月1日公表

1 事業の経緯、目的

日本の農林水産物の品質は国内だけでなく海外でも高く評価されており、輸出額は年々増加している。生産地の気候・風土などの特性を活かした産地直送のおいしい食材を提供することで、日本の食材の魅力を感じる機会とすること、また、給食提供とあわせて使用する食材の栄養や生産・流通の過程、食材の産地の食文化等を学べる資料を提供することで、生徒が自身の食生活や日本の農林水産物、地域の食文化などに興味・関心を持つきっかけとすることを目的とする。

2 契約の概要

契約件名	町田市中学校給食食材提供業務委託（単価契約）
契約期間 （業務実施期間）	契約締結日から2024年1月31日まで （契約締結日から2023年12月28日まで）
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	町田市中学校給食食材提供業務委託（単価契約）仕様書のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約金額の10分の1。
契約代金の支払方法	契約代金は、食材費については、委託者が実際に購入した数量の実績を月ごとに、食育関連資料等作成の費用は、業務完了後に一括して支払う。
契約目途額 （予定価格）	契約金額の上限は2,516,400円（消費税含む）とする。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者の経験、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下の条件を満たしている者とし、ただし、以下の条件に該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- ① 経営不振の状態にないと認められること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2023年5月 1日 (月)
(2)	資料配付	2023年5月 1日 (月)
(3)	参加申請書の提出	2023年5月16日 (火) 午後4時まで
(4)	参加資格審査結果の通知	2023年5月17日 (水)
(5)	質疑の提出	2023年5月24日 (水) 午後4時まで
(6)	質疑の回答	2023年5月26日 (金)
(7)	提出書類の作成、提出	2023年6月 7日 (水) 午後5時まで
(8)	評価、採点 (書面審査)	2023年6月15日 (木) ※提出された書類について質疑がある場合、 2023年6月12日 (月) に通知します。回 答を2023年6月14日 (水) 午後5時まで に電子メールで送付してください。
(9)	結果通知、結果公表	2023年6月20日 (火)
(10)	契約内容の調整、仕様書の決定	2023年6月27日 (火) まで
(11)	見積書の提出	2023年6月27日 (火) 予定
(12)	契約書の調印	2023年6月28日 (水) 予定

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。これらの資料は、町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

【掲載資料】

- ① プロポーザル説明書
- ② 町田市中学校給食食材提供業務委託 (単価契約) 仕様書
- ③ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ④ 業務委託契約書及び約款
- ⑤ プロポーザル参加申請書 (指定様式)
- ⑥ 誓約書 (経営不振にないことの誓約)
- ⑦ 質疑書 (指定様式)
- ⑧ 提案書 (指定様式)
- ⑨ 企画書

【掲載場所】

町田市ホームページ URL <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の方へ > 入札・契約 > プロポーザルによる契約案件の公表
> 公募型プロポーザル

(3) 参加申請書の提出

プロポーザルへ参加を希望される場合は、「参加申請書」に必要書類を添えて、2023年5月16日（火）午後4時までに、学校教育部保健給食課へ郵送、電子メール又は持参してください。提出部数は1部です。郵送の場合は、期限までに必着とします。

(4) 参加申請審査結果の通知

「参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」を電子メールで送付します。

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、2023年5月24日（水）午後4時までに電子メールに添付して「8 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は、次のとおりとします。

(例：株式会社〇〇〇が2023年5月22日に質疑書を送信した場合)

件名：町田市中学校給食食材提供業務委託（単価契約） プロポーザルに関する
質疑 株式会社〇〇〇 230522

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。ただし、個別質問については質問者のみに回答します。

プロポーザル参加者全員へ通知後、「質疑回答書」は町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2023年6月7日（水）午後5時までに、学校教育部保健給食課へ郵送または持参してください。

【提出書類の作成にあたっての注意事項】

共通事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。 ・文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 ・提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかが分かる表示は一切しないでください。 	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 <指定様式>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。 ・提出部数は1部です。
見積書 <様式自由>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 ・見積金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ※食材にかかる費用は、提案の中から金額が高い順に3種類を選んだ場合の金額を記載してください。契約候補者を決定後、提供する食材を決定する際に契約金額を確定します。 ・ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。
企画書1 「中学校給食食材提供業務に関する基本的な考え方」 <様式自由>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下について記述してください。 (1) 本業務の提供食材の選定及び食育関連資料等の作成にあたってのコンセプトをご提示ください。 ・提出部数は8部です。
企画書2 「食材提供に関する提案」 <様式自由>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下について記述してください。 (1) 3回分の提供食材（予定）（食材名、1人当たりの量、価格、こだわりのポイント） ※提供食材（予定）については、肉、魚を各1種類以上提案してください。フライなどの加工品は、複数提案していただいて構いませんが、提供は1回までとします。また、委託者が事前にホームページ等で参考価格を確認でき、適正な価格で提供できるものを提案してください。 ※提案する食材は、3個以上挙げることも可能です。その場合は契約前に協議を行い、使用する3種類の食材を決定します。 (2) (1) で示した提供食材（予定）のおすすめの調理方法 ・提出部数は8部です。
企画書3 「食育関連資料等作成に関する提案」 <様式自由>	<ul style="list-style-type: none"> ・給食食材の提供とあわせて、各回提供する食材に関連した食育関連資料等（生徒に配布するチラシ（A4サイズ両面程度）のデータと生産者のメッセージ動画（3回分））を作成していただきます。食育関連資料の作成にあたり、以下について記述してください。

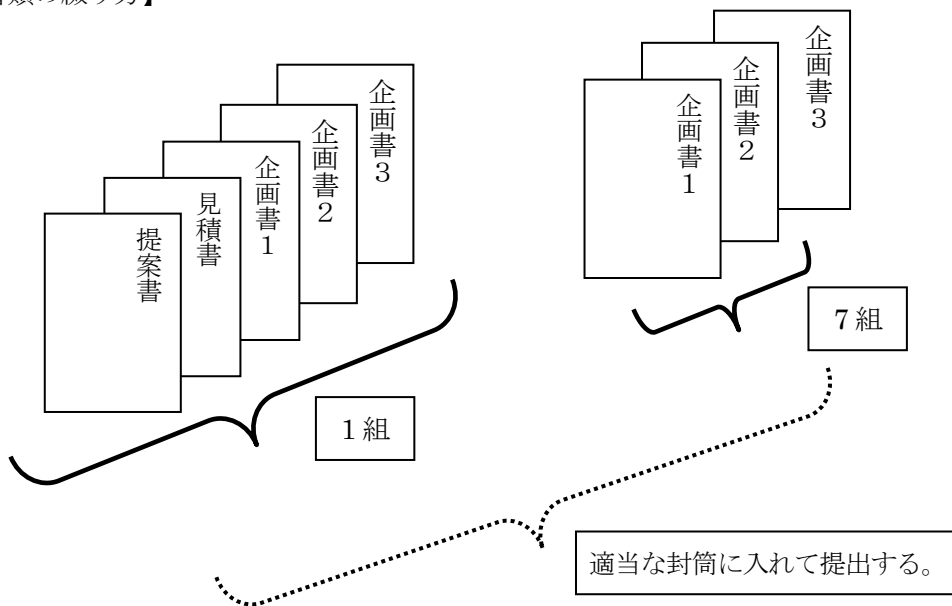
(1) 食材と資料の提供を通じて、どのような食育に取り組めるかご提案ください。食育の内容は、食材の魅力や生産者の創意工夫及び地域の食文化などを伝えられるものとしします。提案内容は、食材ごとに分けて記載してください。

※チラシや動画の内容は、市ホームページに掲載できる内容にしてください。

※チラシや動画に掲載する予定の内容を記載していただければ、チラシ案を提出する必要はございません。

・提出部数は8部です。

【書類の綴り方】



※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。

(8) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案を評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
企画書1 「中学校給食食材提供業務に関する基本的な考え方」について	10点
企画書2 「食材提供に関する提案」について	30点
企画書3 「食育関連資料等作成に関する提案」について	20点
見積金額について	10点
合計	70点

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、企画書2の得点が最も高い者を契約候補者に特定します。最高得点を取得した者が2者以上あり、企画書2の得点と同点の場合は、市内事業者優先とします。市内事業者がいない場合は見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。さらに見積金額が同額である場合は、くじ引きとします。

(9) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員に電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(10) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と学校教育部保健給食課との間で業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(11) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(12) 契約の締結

契約書に調印し、契約を締結します。契約締結後、契約の相手方の業務責任者は、事業担当課と連絡を取りながら業務を履行します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。

- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市教育委員会学校教育部保健給食課 (町田市庁舎 10 階)

所在地：〒194-8520 東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号

電 話：042-724-2177

F A X：050-3161-8681

e-mail：mcity6260@city.machida.tokyo.jp